

議事の運営について

本ワーキンググループの議事の運営については、以下のとおりとする。

1. 議事は公開とし、一般傍聴を認める。ただし、特別の事情がある場合は座長の判断で非公開とすることができるものとする。
2. 座長は、必要があると認めるときは、当該WGに属する委員以外の者を当該WGに出席させ、意見を述べさせ、又は説明させることができる。
3. 会議の配布資料及び議事録は、原則として公開とする。また、議事要旨は、速やかに経済産業省のホームページを通じて公表する。ただし、特別の事情がある場合は、座長の判断で配布資料、議事録もしくは議事要旨の一部または全部を非公開とすることができるものとする。